

書式第 7 3

【書類名】 ファイル記録事項の閲覧（縦覧）請求書
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】
【請求人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【利害関係を有する事由】）
（【手数料の表示】）
（【指定立替納付】）
（【納付金額】）
（【提出物件の目録】）

(円)

〔備考〕

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○－○○○○○○」のように出願の番号を記載する。
- 2 「【氏名又は名称】」には、氏名（法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名）を記載し、その次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」及び「【担当者】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号及び担当者の氏名をなるべく記載する。
- 3 「【利害関係を有する事由】」の欄には、閲覧を求める事項が「平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する通常実施権に係る事項」に該当する場合に限り、「特許権者」「特許権差押債権者」「通常実施権者○○の破産管財人」のように記載する。
- 4 閲覧を求める者が平成23年改正前特許法第186条第3項ただし書に規定する利害関係を有する者であるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「利害関係人であることを証明する書面」と記載し、当該書面を添付する。
- 5 特許印紙又は現金（納付書を用いた場合に限る）により手数料を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【納付金額】」に納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第

8 項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、特例法施行規則第 4 1 条の 9 第 1 項に規定する納付情報によるときは、「（【指定立替納付】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

- 6 その他は、特許法施行規則様式第 2 の備考 1 から 4 まで、1 0 から 1 2 まで及び 2 2、2 4 から 2 6 と同様とする。ただし、様式第 2 の備考 2 6 にかかわらず、平成 2 3 年改正前特許法第 1 8 6 条第 3 項ただし書に係る証明書の提出を省略する場合は、特許法施行規則第 1 0 条第 2 項は適用されない。

（改訂令和 6・1）